

嘉麻市こども施策審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市におけるこども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に審議するため、嘉麻市こども施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定、変更及び施策の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (3) その他こどもに関する施策に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 子育て支援事業従事者 2人以内
- (3) 嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校の代表者 2人以内
- (4) 関係行政機関職員 1人以内
- (5) こどもの保護者のうち公募による者 2人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 4人以内

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の廃止)

2 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例（平成25年嘉麻市条例第20号）は、廃止する。